

練習機

海里以上に及ぶものも出現せんとして居る。

英國の「ショート」、「スープーマリン・シンガボール」、米國の「コンソリデーテッド」、「ホールアルミニウム」、「マーチン」等我が國の一五式、八九式及九一式の諸飛行艇は海軍用として有名なものである。最近米國に於ては飛行艇は非常に進歩したもののが陸續として出現して來た。其の用法も哨戒よりも寧ろ攻撃に進化して來たようだ。近頃新聞紙上を賑はす大平洋横断定期航空間頭は最近飛行艇の性能が著しく改善された結果である。

(6) 「練習機」 練習機は主として初期の操縦練習をせしめるものであつて陸上練習機と水上練習機とがある。速力上昇力等の能力特に大なるを要求せず、初步の飛行教育に便利で安定もよく且各種の高等飛行に堪へ又無理な操縦や取扱に對してもこわれない頑丈のものでなければならぬ。今日八十馬力より百二、三十馬力のものが最も多く用ひられて居る。

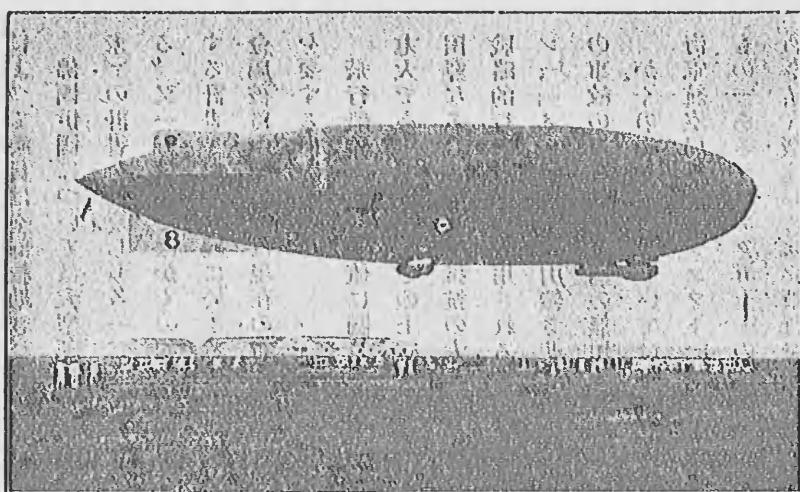
最近飛行機の性能が向上して來たので、練習機からい

きなり實用機に移れなくなり更に中途に於て比較的高性能の中間練習機を必要とするに至つた。

(7) 「オートジロ」「オートジロ」は最近研究されて實現したもので特殊の飛行機である。上翼の代りに大なるプロペラの如き回轉翼を有し離翔降着共極めて短距離の滑走で足りる。上昇下降の角度が大きくその上普通の飛行機より遙かに低い速力でも空中に留まり得る獨自の性能を持つて居るので、その用途も研究の價値があるものとされて居る。我が海軍でも數年前外國より購入して研究して居る。米國英國伊國等には航空母艦或は巡洋艦の甲板に着艦を試みたこともあり、その將來性は軍民各方面から囁かれてゐる。

二、飛 行 船

飛行船には軟式硬式半硬式の三種があり、軟式は氣囊の内部に何の骨組もなく浮揚瓦斯の壓力に依つて氣囊の形狀を保つもの、硬式は輕金屬の骨組を以て外形を保ちその内部に多數の瓦斯囊を納め居るもの、半硬式は船首より船尾まで氣囊の底部に骨組を通じて底部の外形を保ち他は軟式同様瓦斯壓力によつて形狀を保つものであるが、軟式は殆んど小型のものに限られ比較的小區域の搜索哨戒等に用ひられ、半硬式は由來伊太利の誇とする所であつてかの「アムンゼン」「ノビレ」兩氏の北極探險飛行の成功によつて大いに盛名を博したが、其後「ノビレ」少將の失敗以來殆ど聞く所がない一方硬式は大戰中獨飛行船の活躍に同國の進歩せる技術を全世界から謳はれたものであつたが、昭和四年「グラーフツエベリン」號（一〇五、〇〇〇立方メートル）の世界周航によつて復び全世界注目の焦點となつたのである。將



飛行式硬船

英國は既に印度飛行の首途に於いて佛國上空を飛行中R-101號（一五五、七四〇立方メートル）を失ひたる外残りの一隻R-100號（一四五、八九〇立方メートル）も既に廢棄し去り當分基礎的研究の外此の方面に大なる發展を企圖して居らぬようであるが、米國は既成ロサンゼルス（六九、九七〇立方メートル）の外航空五ヶ年擴張計畫の一部たるZRS四及五（各一八四、〇〇〇立方メートル）の二隻を建造し前者は「アクリロン」後者は「メークン」と命名せられたが、「アクリロン」は一昨昨年四月暴風雨の犠牲となり時の海軍省航空局長「モフエット」少將以下多數有爲の士と共に壊滅し去つた。

「メークン」も昭和十年二月合衆國西海岸に於て訓練中船體の一部に故障を生じ海中に墜落遂に船體は「アクリロン」同様海底に没してしまつた。幸ひ此の時は「アクリロン」遭難に生残りの船長「ウイリー」中佐の機宜の處置

來飛行船としては愈大型の硬式飛行船に向ふべきは疑ふ餘地がない。

によつて乗員は全部救助された。

佛國伊國については大型硬式飛行船建造計畫は聞かないが獨國は LZ一二八號（一四五〇〇立方メ）の計畫を改變し LZ一二九號として約二〇〇、〇〇〇立方メの巨大なるものを建造せんとしつつある。又一方に於てはかくの如き龐大なる飛行船によつて地球上遠距離に亘つて定期的に運輸を行はうとする計畫も相當各國に於て考究されて居る模様である。尙曩に米國にて製作せられた ZMC二號の如き金屬被覆の飛行船は現在の布を被覆する氣囊のものに對して全然新しい方面を開拓するものとして注目を要する所である。

飛行船の軍事的價値に關しては從來屢々悲觀論を耳にするところである。それは飛行船はその形態が龐大であつて運動がその上緩漫、充填瓦斯は爆發の危險性の大きい水素瓦斯であり上方に對する防禦の困難なること、空氣抵抗の大きい事等のため戰闘場裡にも亦荒天時の航空にも不適であるとされ、單に戦略的行動にのみ使用されるに過ぎないと云ふやうな非難である。英國の R一〇一號や米國の「アクリソン」、「マーコン」と引續き悲壯な遭難を耳にして一層此の悲觀論が盛んになつたやうであるが、これらの事故のみから飛行船の無用論を唱へることは少しく早計である。
かくの如き事故についてはその原因を究めこれが對策を講究すべきである。米國に於ても飛行船は前海軍航空局長「モフェット」少將が在職十二年の長きにわたつて銳意その發達に努力した結果生まれたものであるが、「アクロン」の喪失と飛行船の最も有力なパトロンたる「モフェット」少將の殉職と當時めき／＼發達して來た飛行艇の長距離運動性と相俟つて飛行艇をもつて飛行船に代へ得る、代ふ可きた

との論も出たやうである。しかし決して米國の識者は飛行船を見捨てゝは居ない。今尙熱心に飛行船の有用論を唱へて居る、米國海軍も飛行船事故を徹底的に研究中でその結論を得るもでは飛行船問題は解決延引の状態である。

なるほど飛行船は戦術的にはあまり有効ではないであらうが戦略的には巡洋艦の代用として極めて有効であらう、特に通商破壊戦等に或は交通線の確保に新らしき分野を開拓し得るであらう。飛行船の機構上の脆弱性も本質的のものと断定し得ない。何故なれば獨逸の飛行船は殆んど天候の障害によつて破損した例がない。米國に今尙完全の姿を保つ「ロスアンゼルス」は獨逸が大戦の賠償として自國で製作してこれを米國に引き渡したものである。「グレート・ツェペリン」は如何、一九二八年竣工以來本年春迄の飛行回数總計四百二十三回滞空時間二〇、〇〇〇時間の多きに達し内大西洋横断回数九十回太平洋横断一回を算して居るにも拘らず今尙完備の状態で活躍して居るではないか。「アクリン」「メーティン」は共に機構上の缺陷があつたやうに傳へられて居るからその難破のみを以て飛行船全體の損傷性を云々することは出来ない。

「アクリン」「メーティン」の二大米國硬式飛行船は他の硬式飛行船と異なり爆発の虞なきヘリウム瓦斯を充填しました多數の銃砲を装備し何れの方向より來襲する敵機に對しても有効なる集中砲火を加へ得る如くし、又數機の戦闘機を携行し隨時飛行船内の格納庫より戦闘機を發進させて敵機に逆襲を加へ、再び安全に飛行船に收容し得る點に於いて格段の進境を示して居る。また一面かくの如く船腹に格納庫を設けんが爲めに船入部をつぶしたことが強度に影響してゐるところがないとも謂へぬ。

其何れにせよ速力上昇力上昇限度の如きにおいて飛行船が到底飛行機に及ばざるの點のみをとつて飛行船の將來に期待すべきものなしとするが如き意見もあるが、これは他面飛行船の有する利點を考慮に置かざるの論であると謂はなければならぬ。

第七章 海軍組織概要

一、海軍區並に軍港要港

二、海軍區

帝國の海岸及海面は左の三海軍區に分れてゐる。

第一海軍區 青森縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、靜岡縣、愛

知縣、三重縣、北海道及樺太の海岸海面。

第二海軍區 和歌山縣、大阪府、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、島根縣、鳥取縣、京都府、福

井縣、石川縣、富山縣、新潟縣、山形縣、秋田縣、德島縣、高知縣、愛媛縣、香川縣

大分縣及宮崎縣の海岸海面並に福岡縣遠賀^{えんが}宗像^{むなかた}郡界より以東の海岸海面

第三海軍區 第二海軍區に屬するものを除きたる福岡縣の海岸海面並に佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、沖繩縣、臺灣及朝鮮の海岸海面。

〔備考〕 一、關東州の海岸海面は之を關東州海軍區、南洋群島委任統治區域の海岸海面は之を南

洋海軍區と稱す

二、海軍區は右の通であるが之と別に海軍志願兵徵募や召集事務等の爲徵募區を左の通定められて居る。

海軍志願兵徵募區	所管鎮守府	廳	府	縣
第一	横須賀鎮守府	山梨、静岡、秋田、山形、新潟、長野、樺太	北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、	
第二	吳鎮守府	愛知、三重、和歌山、滋賀、奈良、京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、島根、鳥	根、富山、石川、福井、岐阜	
第三	佐世保鎮守府	德島、香川、愛媛、高知、大分、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩		

一、軍港、要港

各海軍區には軍港あり、而して海軍區の防禦及警備は軍港にある鎮守府之を掌る。又海軍區には若干の要港を置かれ要港部は特に定められたる地域の防禦及警備を掌る。軍港及要港の所在、左の如し。

第一海軍區	橫須賀軍港	神奈川縣三浦郡橫須賀	大湊要港	青森縣下北郡大湊
第二海軍區	吳軍港	廣島縣安藝郡吳	舞鶴要港	京都府加佐郡舞鶴
第三海軍區	佐世保軍港	長崎縣東彼杵郡佐世保	鎮海要港	朝鮮慶尙南道昌原郡鎮海
	馬公要港	澎湖島馬公		

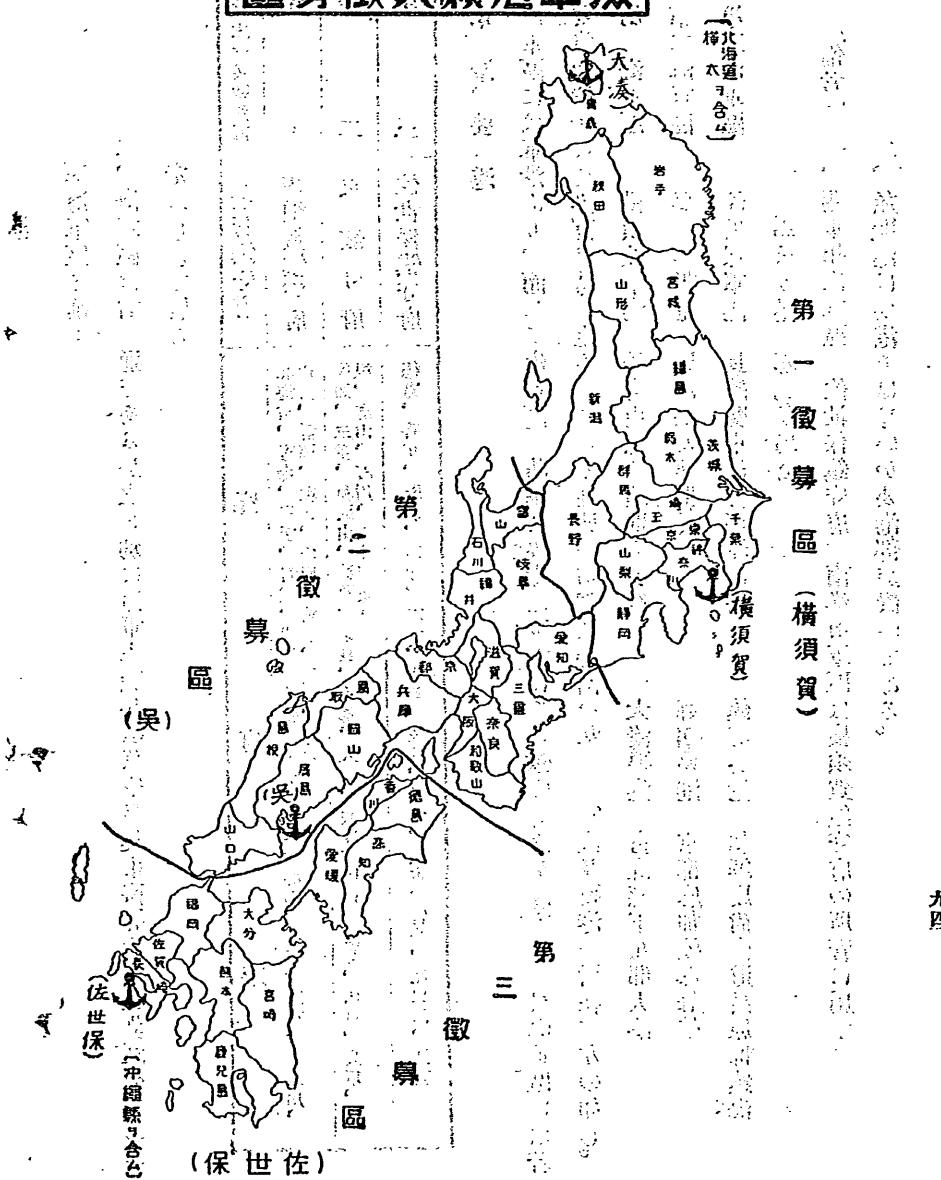
〔備考〕 一、關東州海軍區は佐世保鎮守府、南洋海軍區は横須賀鎮守府の所管に屬す。

二、旅順港は要港ではないが要港部が置いてある。

0431

0130

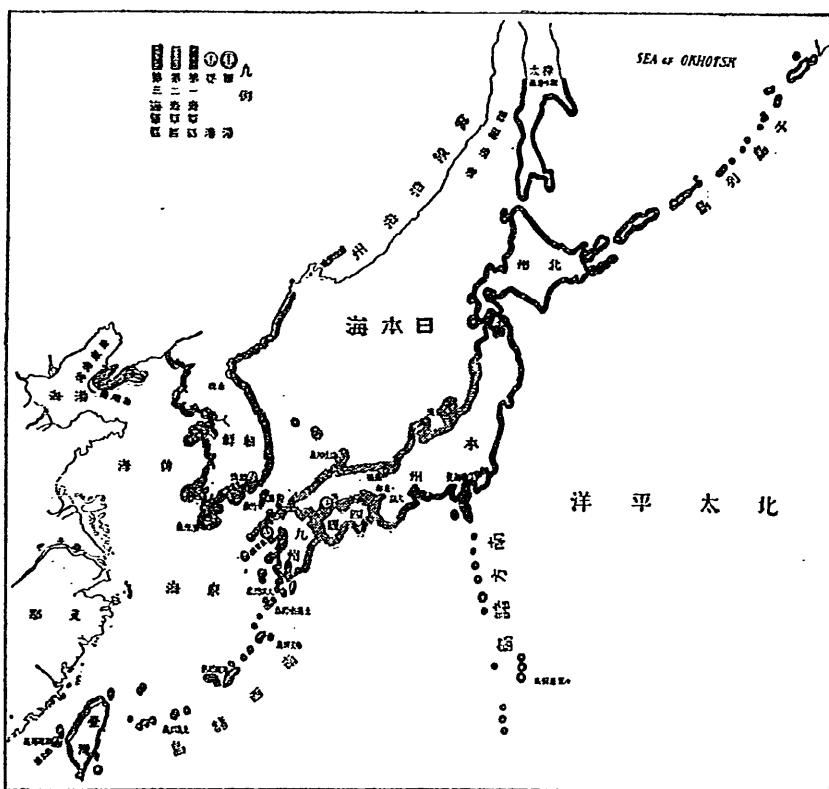
國務院總理兼人民軍委會主席毛澤東



九四

0432

海軍區



二、艦船の所屬

艦船は竣工せば何かの鎮守府に其の本籍を置き該鎮守府司令長官の部下に屬せしめらるるのである。

艦船が艦隊其の他に編入又は附屬せしめられたる期間は鎮守府司令長官の部下を離れて艦隊司令長官の他の部下に屬する事になるが其の本籍は依然として元の鎮守府に存する。恰も東京府に本籍を有する者が京都府内に寄留して一時京都府知事の管轄を受くる如きものである。

艦船が艦隊に編入又は附屬せしめられ或は警備、練習、測量等の任務に服せしめらる時は之を役務に就くと云ひ其等艦船を在役艦船と云ひ在役中に在らざる艦船を總べて豫備艦船と云ふのである。

三、海軍兵力の編制

多くの艦船や人員を適當に集團じて各統一ある部隊となすことを編制と云ふ。即ち編制の目的は衆力を結合し同一の目標に對して協同一致をなすに便なる形となすにある、編制なき艦船や人員は烏合の衆に等しく眞の兵力とは云はれない。其の集團の單位の數には自ら適當の限度がある。蓋し一人の指揮官が直接指揮し得る數には限りがあり之を越ゆれば集團の威力を十分に發揮することが出來ぬからである以下海軍兵力の各種の編制に就て述べる。

一、軍艦内の編制

士官、特務士官、准士官、下士官、兵の乗組員がある。而して艦全體を乗組員全部を次の如く適當に區分配屬して保存整備、諸訓練を實施しその軍艦の實力を發揚するのである。

(一) 船體及其の附屬具、兵器、機關、衣糧、需品、燃料等は夫々使用目的によつて各科に保管せられ居り、之が亦戰闘、航海の保存上の要求を考慮して各分隊に分屬せしめて居る。即ち、
 (二) 各分隊に區分配屬せられたる乗員は自己分隊所屬の船體兵器等を直接保管整備し其の能力發揮に任ずるのである。即ち分隊は人と物との結合の單位である。而して之れが指揮統率に任ずるのが分隊長(少佐又は大尉を普通とする)である。
 分隊は第一、二、三……分隊と稱するのであるが又戰闘配置を主として砲臺分隊、水雷分隊、航海分隊、機械分隊、罐分隊等と稱することもある。

(三) 各科の長(中佐又は少佐を普通とする)は、艦内を夫々の戰闘任務に分けて全般的に統一訓練し戰闘に從事する爲に其の關係の各分隊を統一指揮して其の全能力を發揮し以て艦長の所命を果すの大任を持つて居る。
 例へば砲術長は各砲臺分隊を統一指揮し、航海長は航海分隊其の他の關係員を指揮し、機械長は機械罐電氣等の分隊を統一指揮する等により夫々彼此連繫して攻擊力發揚に任ずる。

軍艦内の編成

各科の名稱	上記する職員を指揮する者	所掌事項並に分隊編成
航 海 科	航 海 長	船長は一艦の主導者である、副長以下の乗員を指揮して教育、訓練、軍紀、風紀の維持振興其の他萬般の船務を總理し有事の際軍艦の戦闘力を十分に發揮すべき責任と權能とを持つて居る
砲 術 科	砲 術 長	副長は船長を補佐して艦内の整理、其の他萬般の事務を處理する
水 雷 科	水 雷 長	分隊長は分擔する船錨、兵器等を保存整備すると共に分隊員の技能教育、精神教育其の他の事を掌り又戰闘に當りて分隊員は分隊長を中心として分隊の分擔する任務の遂行に努むるのである
通 信 科	通 信 長	魚雷等に之に關係あるものを受持ち其の數量に應じて又二個分隊を編成する
運 用 科	運 用 長	航海上必要な諸物件を分擔し信號操舵等を掌る兵員を以て一個分隊を編成する
飛 行 科	飛 行 長	通信諸裝置を受持ち電信員を以て一個分隊を編成す
整 備 科	整 備 長	飛行に關する業務物件を掌理し又飛行科員を以て一乃至數個分隊を編成す
機 關 科	機 關 長	機械、鐵、補機、電機等機關に關する事項並に物件を掌理するものにして各種類毎に分隊を編成す
工 作 科	工 作 長	金屬並に木具工業に關することを掌り工業員を以て一個分隊を編成す

軍醫科	軍醫長	醫務を掌り看護科員を以て一個分隊を編成す
主計科	主計長	會計、衣服、糧食、庶務等を掌り主計科員を以て一個分隊を編成す

二、艦隊の編制

艦船には各種類のあることは既に述べた通である。戦闘に當り此等の威力を十分に發揮する爲に次の如く編制する。

(一)驅逐隊、潜水隊、水雷隊。驅逐艦、潜水艦又は水雷艇二隻以上四隻より成る。

(二)戦隊。戦艦又は巡洋艦を以て編成する、其の隻數は一指揮官が直接指揮し得る最大數なるを原則とし二隻以上四隻を普通とする。

(三)水雷戦隊。軍艦一隻及驅逐隊二隊以上四隊を以て編成する。

(四)潜水戦隊。軍艦及潜水隊二隊以上を以て編成する。

(五)航空戦隊。航空母艦を以て編成する。

(六)艦隊。戦隊、水雷戦隊、航空戦隊、特務艦其の他の艦種を以て編成する。

(七)聯合艦隊。艦隊二個以上を以て編成する。
〔備考〕右編成に於ける各指揮官の名稱左の如し。

軍艦・艦長、驅逐隊、潛水隊・司令、戰隊、水雷戰隊、潛水戰隊・司令官、
艦隊・司令長官(練習艦隊にありては司令官)、聯合艦隊・司令長官

司令長官、司令官の乗艦を旗艦と云つて居る。

以上は艦船本來の目的である戰時に於ける任務を基礎として定められたるものであり、今日我が國には第一艦隊、第二艦隊、第三艦隊及練習艦隊の四個艦隊があるが第一、第二兩艦隊は前述の編制標準に依り編成され兩艦隊を以て聯合艦隊が編成されて居る、此の艦隊は専ら教育訓練に從事し明日の戰闘に即應するのが其の主任務で兼て本邦、支那、東亜、露領沿海並に特に命ぜられたる海面を巡航し警備に任ずるのである。

第三艦隊は主として支那沿海及揚子江流域に在りて在留日本人や通商貿易の保護に從事するを任務とし特殊の目的を有するものにつき其の編制の内容も第一、第二艦隊とは多少趣を異にする。

練習艦隊は海軍兵學校、機關學校及經理學校を卒業せる各科少尉候補生並に初任軍醫科士官及藥劑科土官の練習の爲遠洋航海をなすを任務とする艦隊編制の一例を示せば次の通りである。

昭和十年度帝國艦隊編制表

隊名	艦名	艦隊(隊)名
第一戰隊	榛名、扶桑、山城、伊勢	
第八戰隊	長良、五十鈴、名取	

聯合艦隊		第一艦隊		第二水雷戰隊		第一潛水戰隊		第一航空戰隊		第四戰隊		第六戰隊		第二潛水戰隊		第二航空戰隊		第十戰隊		第十一戰隊		第五水雷戰隊		附屬		第三艦隊		練習艦隊			

四、海軍諸機關

一、海軍大臣

海軍大臣は天皇に直隸し海軍省の首班となりて海軍軍政を管理し海軍軍人軍屬を統督する。海軍省には軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局あり海軍兵力の建設、維持及内容充實等海軍一般行政の事務を掌る。

二、軍令部總長

軍令部總長は天皇に直隸して帷幄の機務に參畫すると共に軍令部を統轄して軍備計畫、作戰計畫及防備計畫等専ら國防用兵に關する事を掌理する。

三、艦隊司令長官、獨立艦隊司令官、鎮守府司令長官、要港部司令官、駆満海軍司令官
 海軍兵力を其の本來の目的たる作戰に使用する爲之を指揮統率するの大權は天皇の握らせ給ふ所であり艦隊司令長官、獨立艦隊司令官、鎮守府司令長官、要港部司令官及駐滿海軍部司令官は各々天皇に直隸して統帥權を承行し部下を統率指揮するの權を附與せられる。但し軍政事務に關しては海軍大臣の命を承ける。艦隊司令部、鎮守府、要港部及駐滿海軍部は各司令長官又は司令官の統率事務並に軍政事務を掌理する爲の機關である。
 以上は海軍の指揮統轄に關する海軍最高の機關にして、海軍に關する統帥權並に軍政權は總て以上の機關を通じ夫々の指揮者を経て海軍全般に及ぶのである。

四、他の諸機關

(一) 中央機関
海軍大臣隸下の中央機関に艦政本部、航空本部、水路部、高等軍法會議、東京軍法會議がある。艦政本部は艦船、兵器、機関の製造、修理及審査を掌る、航空本部は海軍航空諸般の事務を掌る所である、水路部は海洋の調査、海圖其の他水路圖誌の準備刊行を掌る、高等軍法會議は海軍大臣を長官とし海軍に於ける最高司法機關である、又東京軍法會議は鎮守府、要港部及艦隊に屬しない佐官以下の軍人及海軍の用に供する船舶乗員の犯罪を審判する所である。尙艦政本部長の下に海軍技術研究所及海軍修理、審査及研究に關することを掌る。

(二) 鎮守府、要港部管下の機関
鎮守府、要港部管下には左記機関が置かれてある。

鎮守府

- (1) 人事部（配員任免、召集、徵募、簡閱點呼等を掌る）
- (2) 理財部（會計、理財監督を行ふ）
- (3) 建築部（鎮守府所管の建築及土木工事の實施並に國有財產に關することを掌る）
- (4) 軍需部（軍需品の準備、保管及供給を行ふ）
- (5) 艦船部（艦船の保存、整備に關することを掌る）

- (6) 工業廠（船舶、兵器、航空機の製造、修理、艤装及兵器の實驗、購買を行ふ）
- (7) 航空廠（横須賀鎮守府に屬し航空兵器の設計及實驗、研究、調査並に審査等に關する事務を掌る）
- (8) 燃料廠（山口縣德山にあり煉炭部、製油部、採炭部、研究部に分れ朝鮮平壤に鑄業部を置く吳鎮守府に屬し海軍所要燃料の生産、研究及調査に關することを掌る）
- (9) 病院（院（患者の診療、衛生的検査、傳染病消毒、治療品の準備、供給を掌る））
- (10) 鎮守府軍法會議
- (11) 刑務部（所轄の軍港、要港、軍港附近の空中防禦、軍港附近の軍事上之要地に置かれる）
- (12) 海港務部（軍港、水域の警備、防禦その他港務を掌る）
- (13) 海兵團（軍港の警備（空中を除く）及陸上の防火を掌り又新兵の教育を行ふ）
- (14) 防備隊（軍港附近の海面の防禦を掌る）
- (15) 航空隊（軍港附近の空中防禦を掌る）
- (16) 無線電信所（軍港、要港及其他軍事上の要地に置かれる）
- 主要港部
- 軍需部（舞鶴要港部のみ）經理部（舞鶴要港部のみ）港務部の工作部、病院、防備隊等の諸機關が置かれ鎮守府管下の之等に相當する機關と同様事項を掌る。
- （三）軍人育成機關（軍人学校、軍人子弟学校、軍人子弟幼稚園、軍人子弟保育園、水兵學校）

海軍軍人の養成並に教育機關として大學校・兵學校・機關學校・軍醫學校・經理學校・砲術學校・水雷學校
通信學校・航海學校・潛水學校・工機學校・海兵團練習部・練習航空隊及病院練習部がある。大學校・兵學校
機關學校・軍醫學校及經理學校は直接海軍大臣の隸下に屬し其の他の學校等は各所在地を管轄する鎮
守府司令長官の隸下に在る。

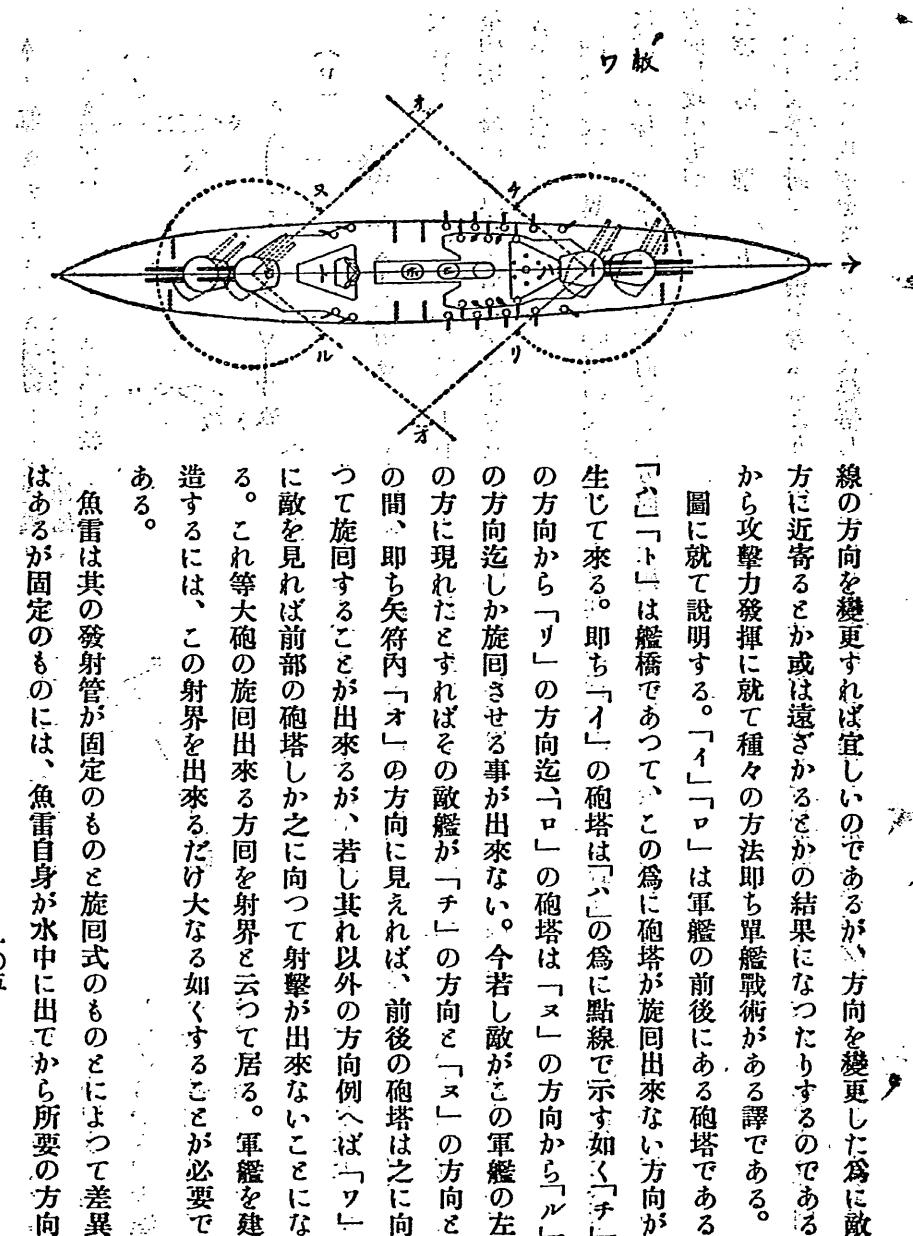
第八章 海上戦闘の要領

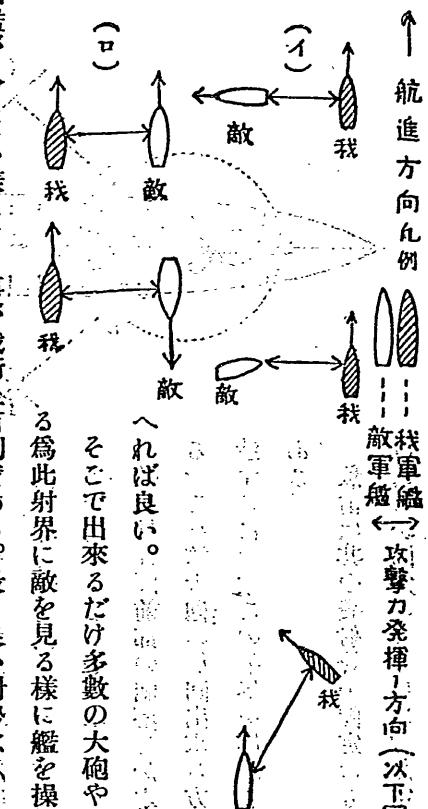
海上戦闘の一般を述ぶる順序として戦闘單位たる軍艦の戦闘から簡単に述べる。

一、單艦の戦闘

一、軍艦の戦闘力は攻撃力、防禦力、運動力、通信力に四大別することが出来る。以下此等に就き簡単に述べる。

(一) 攻撃力とは軍艦が敵を攻撃する能力のことであつて軍艦として最も必要なる要素である之に使用する兵器は大砲、魚雷、機雷、爆雷等である、其の各個の能力、各の利害等に就ては既に述べた所である。此等の兵器は艦内の諸通信裝置により艦長の思ふ時に思ふ方向に向つて恰も手足を使ふ如く敵を攻撃するのである。ここで注意を要するのは攻撃力の主兵器である、大砲を發射する場合に敵の方向により大砲を發射し得る場合と得ない場合とがある事である。即ち軍艦の甲板上は砲塔の外に各種の構造物があつてこの構造物に邪魔されで大砲を旋回することが出来ない。此の場合軍艦を操縦して艦の首尾





我艦が入らない様にする事が戦術上有利である。最も良い對勢は（イ）圖の如きもので、自艦は例へば全砲塔で射撃が出来るが敵艦は前方或は後方砲塔しか射撃が出来ない。（ロ）圖は對等で両方共全砲塔で

陸軍の攻撃と異なる所は、陸軍の攻撃力の方向は其の進行方向を概ね一致するのであるが、海軍に於ては前述の様に攻撃力發揮の方向と航進方向とは概ね直角の場合が最良の對勢で航進方向又は其の反対の方向は攻撃力が最小である。

(二) 防禦

敵の攻撃に對する防禦を考ふるよりも寧ろ我より敵を攻撃する方が得策であるが我から攻撃すれば同時に敵より攻撃を受くることは覺悟しなくてはならない。防禦はこの場合我が攻撃力を保護して之を長

く持続せしむる爲に必要である。

防禦力は如何なるものより成り立つて居るかは艦船の構造の項で説明した通である。

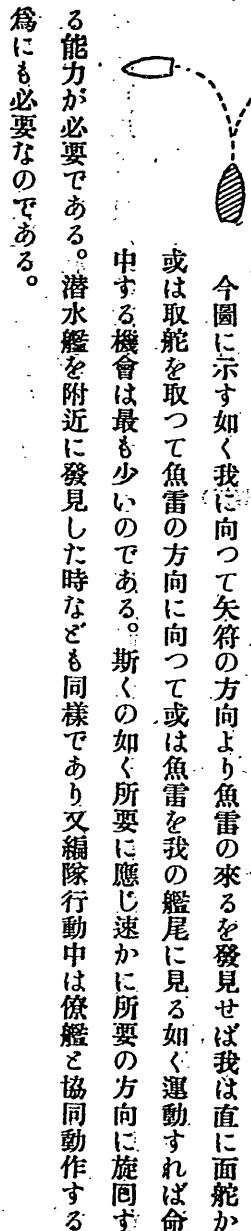
(三) 運動力

運動力とは速力、旋回力、航續力等を合せて云ふのである。

速力とは前進力、後進力、速力の大小及變換等を云ふので攻撃力發揮の爲敵よりも良い位置に着く爲

又自由な行動を取る爲に少しでも敵より大なることが必要である。其の他速力の大なることは色々の利點がある。

旋回力とは艦が轉向する能力があるが、之も速に回ることが必要である、旋回力の一例として魚雷回避につき説明する。



今圖に示す如く我に向つて矢符の方向より魚雷の來るを發見せば我は直に面舵か或は取舵を取つて魚雷の方向に向つて或は魚雷を我の艦尾に見る如く運動すれば命中する機會は最も少いのである。斯くて如く所要に應じ速かに所要の方向に旋回する能力が必要である。潜水艦を附近に發見した時なども同様であり又編隊行動中は僚艦と協同動作する爲にも必要なのである。

(四) 通信力

艦長が自艦を其の意志の通に操縦して敵を攻撃するにも又他艦と十分なる連絡を取るにも、艦内及艦外に對する通信連絡が迅速確實に行はれることが必要である。實に此の通信力は協同動作を完全にする

基になるのである。

上記の各要素は何れも重要なものであるけれども艦内に搭載し得る重量並に容積には限りあるものであるから各要素を總て満足せしめることは不可能である、従つて艦種に應じ各重要點を定め其の任務遂行に便なる如く按配せらるのである。

二六、以上は一軍艦の戦闘力要素を分けて考へたのであるが此等の各要素が個々別々に離して居るのではなく、艦長以下乗員が此等諸力を活用すること丁度人體活動の有様と同様鞏固に一致團結して各所要の能

力を所要の時に所要の方法

で發揮する次第である。

戦闘に際しては攻撃力を

最大有效に發揚するを第一

とするから、他の諸力は此

の目的の爲に適切に統制協

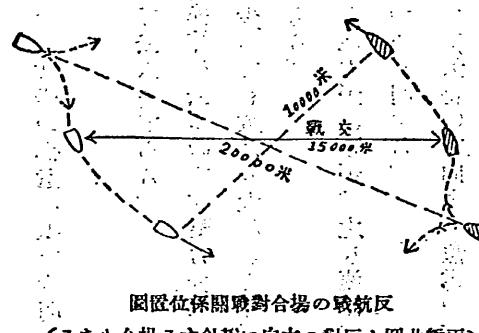
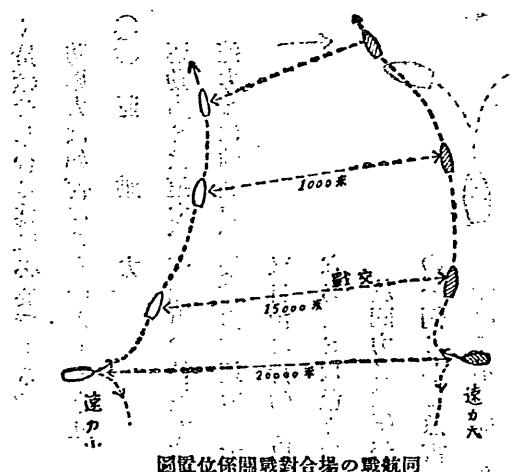
力するのである、此の一艦

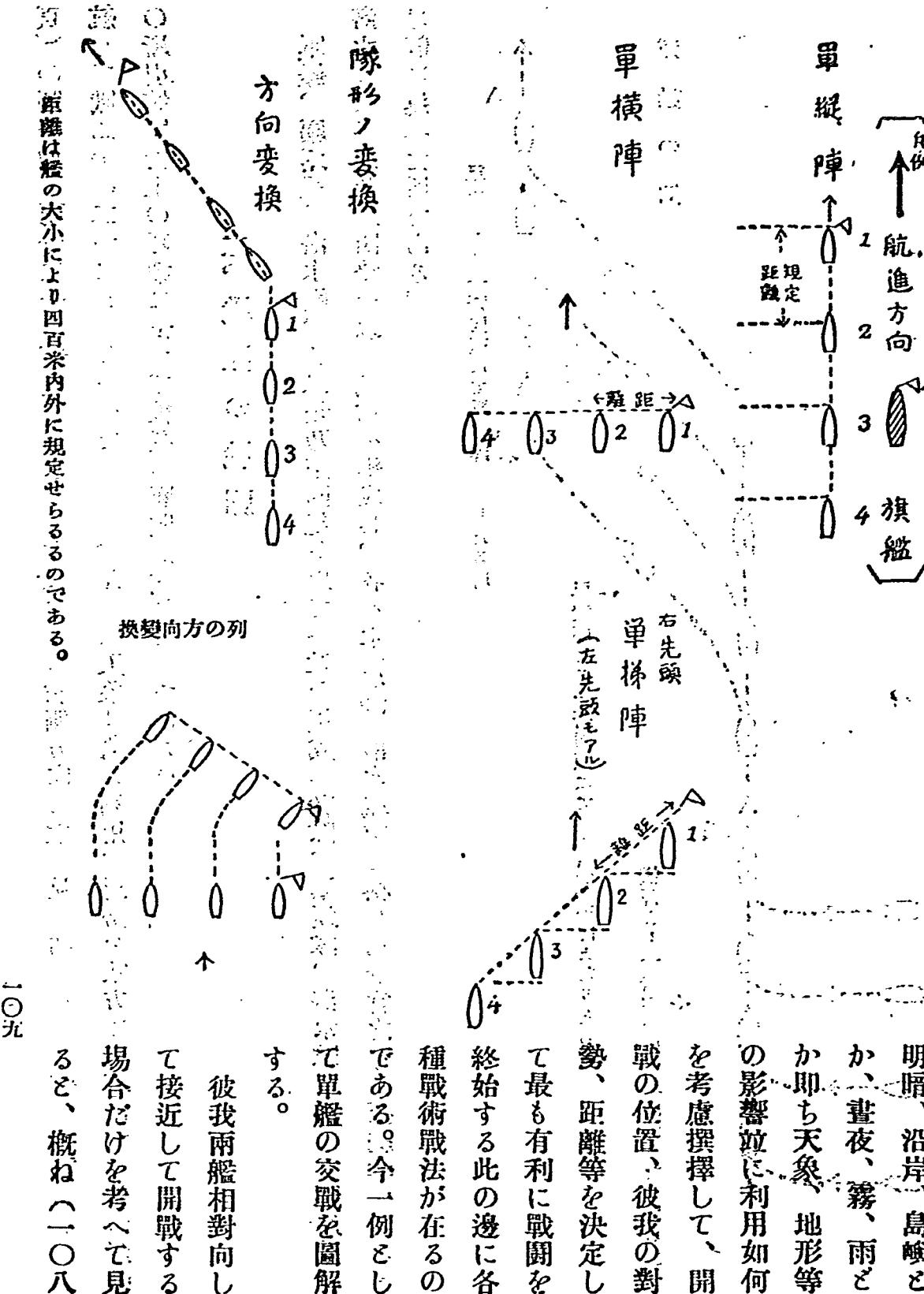
の力を以て一艦に對抗する

には何はさて置き對手艦の

戦闘力を知る事が必要であ

る、又風向、風力、波浪、

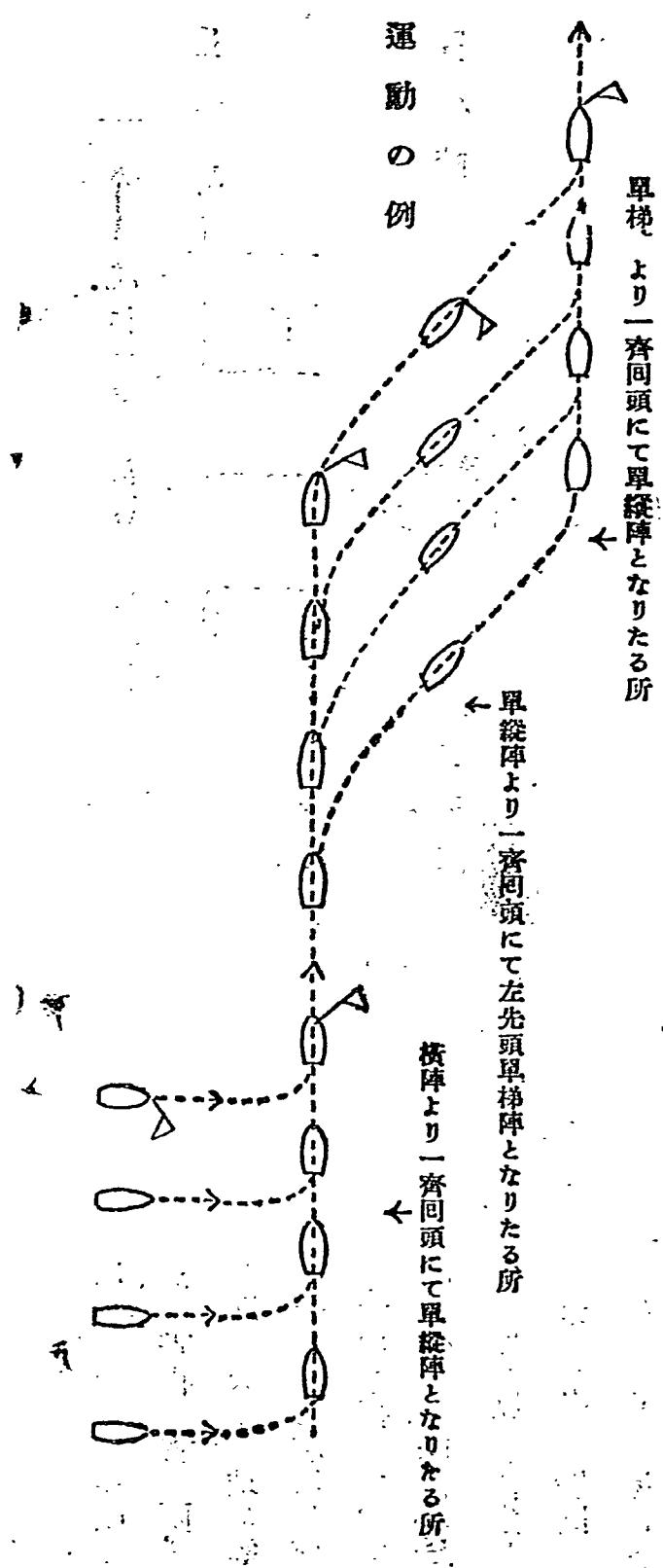


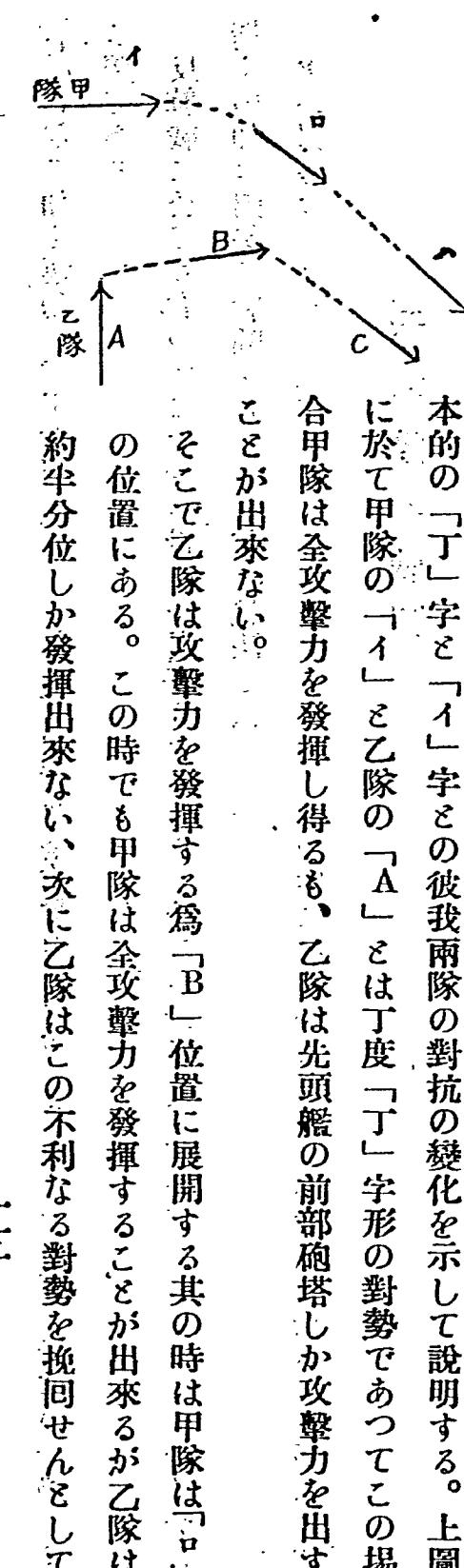


頁) の圖の如く兩艦は夫々航進方向を轉じ右又は左の舷側方向に敵を見る如くして同航して戰ふか、反航して戰ふかの二つに過ぎないのであるが、此の間天象地象の利用、對勢を味方に有利にする爲の運動の駆引等戰術上の巧拙に依つて彼我の勝敗が岐れるのである。

二、戰隊の戰闘

軍艦、驅逐艦、潛水艦、各二隻乃至四隻を以て一隊を編成し戰隊、驅逐隊、潛水隊と稱し、驅逐隊、潛水隊は各二乃至四隻を以て戰隊を編成し、各々水雷戰隊、潛水戰隊と稱し司令官之を指揮統率することは既に述べた所である。





一例として巡洋艦四隻より成る戦隊に就て述べる。

一、戦隊は平時から碇泊航海何れを問はず常に隊形を整へて行動するのである、此の隊形の維持と變換は餘程熟練を要することであつて、之が熟否は直にその戦隊の戦闘力の良否となる。

航行中の隊形の主なるものは(一〇九頁)に例示する通であり尙運動の一例を舉ぐれば(一一〇頁)の通りである。

二、戦闘法

以上の如き隊形及運動にて戦と戦ふのであるが、側方に各艦の全攻撃力を發揮出来る單縦陣にて航進しながら戦闘するのが最良である。即ち單縦陣は戦隊戦闘の基本隊形である。單縦陣にて戦闘中一齊回頭をすると梯陣になり一定目標に對し距離を伸縮するに便利である。

戦隊の戦闘法を簡単に云へば單艦の時と同様に同航戦と反航戦とに分れるのであるが、一例として基

本的の「丁」字と「イ」字との彼我兩隊の對抗の變化を示して説明する。上圖に於て甲隊の「イ」と乙隊の「A」とは丁度「丁」字形の對勢であつてこの場合甲隊は全攻撃力を發揮し得るも、乙隊は先頭艦の前部砲塔しか攻撃力を出す

ことが出来ない。

そこで乙隊は攻撃力を發揮する爲「B」位置に展開する其の時は甲隊は「ロ」の位置にある。この時でも甲隊は全攻撃力を發揮することが出来るが乙隊は約半分位しか發揮出来ない、次に乙隊はこの不利なる對勢を挽回せんとして

「C」になる如く運動し、甲隊が「ハ」となれば兩者共全攻撃力を發揮することが出来て對等の對勢となる譯である。

反航戦に於ても右の様な彼我の對勢が出来るのである。最初の對勢は兩隊が丁字形になつて居るから斯くの如き對勢で戦闘することを丁字戰法と云つて居る。

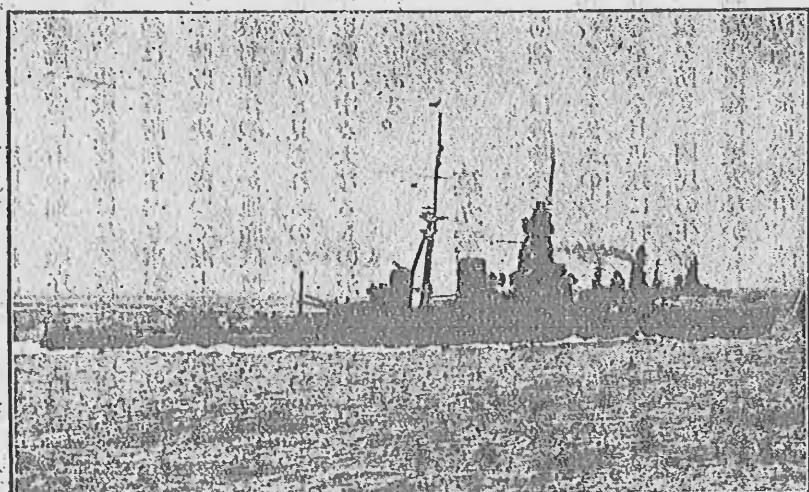
次の對勢は「ロ」と「B」との線を延ばすと「イ」の字になるから「イ」字戰法と云ふことがある。

三、艦隊の戦闘

艦隊司令長官は艦隊を指揮統率するのである、艦隊は各種の戦隊を以て編成せらるる事は前に述べた通りであるが各戦隊は各戦闘要素に特異の點がある、例へば戦艦より成る戦隊は攻撃力、防禦力は大である、水雷戦隊は攻撃力中魚雷力及運動力は大きいが防禦力が少ないと云ふ有様であるから、各戦隊は共同連繫して各自の主要戦闘力を發揮し以て一大戦闘力を爲し如何なる行動如何なる戦闘にも適するに至るのである。而して艦隊中戦艦より成る戦隊が其の主力であつて其の偉大なる攻撃力は敵を屈伏せしむるに必要缺くべからざるものであると共に他の戦隊は補助部隊として主力部隊を中心として之に一致協力して必勝を期するのである。次に作戦の一般的經過を述べて見るを次の如くである。

首次に作戦の一般的經過を述べて見るを次の如くである。

艦隊は概して本隊と搜索隊とに區分されることが多い搜索隊は巡洋艦の戦隊を普通とするそして敵情の搜索、偵察等の爲遠く敵方に派遣せられる、又飛行機をも使用して敵情を知るのである。



單 横 陣 行 中 戰 艦 隊

本隊に在りては前衛と主隊とに大體區分し、前衛、主隊の航行順序で警戒航行し、搜索隊と無線電信の連絡を取つて漸次敵に近接する。

前衛は概ね充分に開きある横陣で警戒正面を廣くして飛行機と共に敵發見に努めるのである。

前衛か飛行機が敵を發見せば敵情を直に報告する。敵の兵力位置速力航進方向等明になれば司令長官は分離別動の各隊に指示を與へ、天象、海象の影響や探るべき戦法を決し適當の戦場に於て、適時適當の距離を以て同航戦又は反航戦に轉するのである。

此れを戦闘展開と云うので戦隊戦闘の部で説明した如く各戦隊連絡を取りつつ航進方向を轉じて舷側方向に戦闘正面を整備するのである。

以後は艦隊司令長官の命令と各隊指揮官の命令により又は獨斷專行で、有ゆる戦闘力を發揮しつつ各隊は協同し攻撃力を敵の要點に集中するのであつて彼我兩軍の實力差、戦術の巧拙等によつて漸次勝敗が岐れ

るのである。勝敗岐るれば次には退却と追撃戦となるのである。戦闘は常に右の如く順序正しく簡単に行れるとは限らないのは勿論である。夜襲や夜戦を行ふこともあり、決戦後夜戦になる等各所に種々の小戦闘が出現することは云ふ迄もない事である。猶ほ一言附加すべき事がある、以上は艦隊對艦隊の戦闘を概説したのであって、主力艦隊の決戦に依つて勝敗も決し從つて海上權の確否も定まるのである。即ち海軍作戦中の主作戦であるが、支作戦としては封鎖作戦とか通商破壊の作戦などが行はれ之が爲めの海上戦闘が開戦より休戦に至る迄は間断なくあるものと見られるのであるから、之が成否の主作戦と大關係ある場合もあり、又時々交戦國民に及ぼす影響は中々大なるものがあるのである。航空機、潜水艦の發達は益是等支作戦にも複雑化を増して來たのである。

第九章 防備一般

防備とは戦時我が領土の沿岸、重要都市、港灣、根據地、主要水道、海峡等を敵襲に對し防禦する一切のことと云ふのであつて之に依り一つには敵艦隊の擊破の任を有する我が艦隊の戰闘準備、修理、休養等を安全且迅速に行はしめて何時にも會敵に際し其の全力を發揮し得しめ、一つには帝國領土の第一線を防ぎて國民の生命財産各種資源を保護すると共に、近海の交通を安全にして國民生活に必要な物資の運輸に差支なからしむるのである。

防備は海面、空中、陸上の三種に區分することが出来る。

一、海面防禦

海面防禦は防備部隊の掌る所であつて、次の如き兵力及施設を以てする。

(一) 艦 船

戦時我が艦隊の精銳は遠く洋中に出でて敵を索めて戦はなければならないので、防備には其の他の比較的舊式な艦船及各種小型艦艇を以て之に配せらる。是等の艦船の任務は艦隊と連絡して敵海上兵力の搜索、偵察、或は敵の奇襲部隊の侵入に對する警戒、防禦或は後述ある敵の敷設機雷に對する掃海、味方出入艦船の水路嚮導等である。是等の艦船の中には潜航侵入する敵の潜水艦を攻撃、防禦する爲に水中聽音機及爆雷投射装置を設備して居るものもある。

(二) 海岸砲臺

中小口径砲及探照燈を備へ付けて敵艦船及航空機を攻撃するのである。

〔附記〕要塞は陸軍の所掌であつて海軍と協同して防備に任する。

(三) 望樓見張所

防禦海面の見張、警戒をなし敵を發見せば直に報告する。

(四) 方向探知所

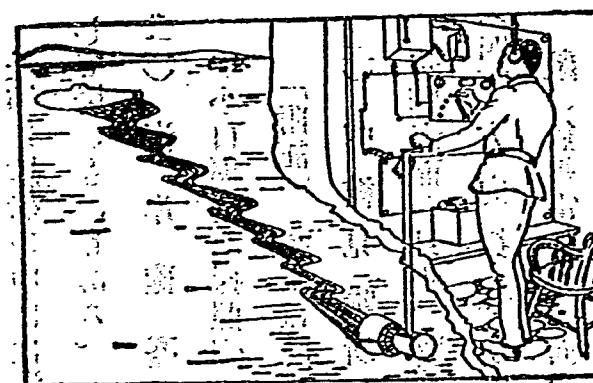
敵の無線電信の方向を測定して報告する。

(五) 水中聽音所

重要港湾

重要港湾の沿岸數箇所に設けて水中聽音器を備へ侵襲する敵潜水艦の發見に努める。水中聽音器とは大要圖示の如きもので潜水艦の機械回轉の音を聞いてその方向を知るのである。

(六) 機雷敷設



來襲する敵艦船に備ふるのであるが侵襲する潜水艦に對しては特に機雷水堀を構成するのである。

（七）防禦網の展張

敵出入艦艇に主として鉄錐金と針金を撫り合せた太い鋼線索で作った網を灣口を横切り海中深く迄垂直に張るのであって潜水艦は之に引懸り前方に進めない様にするのである。右の各施設によつて港湾を防禦するのであるが、味方艦船は自由に出入し得ることが必要であるからその航路は別に方法を講ずるのである。敵は又我が出入艦船に毀害を加へんとて重要水路に機械水雷を敷設する全にする必要がある。

二、空中防禦

航空機に關する事項は航空隊、其の他は海兵團の掌る所である、來襲する敵航空機に對する防禦は防空の爲に設備されたる防空砲臺及戰鬥機による。兩者共敵機が我港灣重要都市の侵襲に先だち之を擊墜する始く計畫されるのである。敵機の來襲を知るには、港外警戒中の艦船又は飛行機、飛行船及見張所の報告による方法がある外に空中聽音機によるものがある、空中聽音機は空間に向けられたる喇叭形のものであつて、敵機の爆音により其の方向を測定して航空隊に通知するのである、尙空中防禦に於て必要な事項は敵に其の攻撃目標の所在を示さないことである。殊に夜間に於ては主要港灣、都市等は燈火を全部消すか或は陰蔽して之を管制することが必要なことである。

三、陸上の警衛

海兵團の分掌する所である、その方法は一般警衛と異る所がない。四、鎮守府司令長官（要港部司令官）は此等軍港（要港）に於ける海面空中兩防禦並に陸上警衛を統督指揮する。

第十章 服制

一、海軍軍人の服装は大體に於て士官・特務士官・准士官のものは正装・禮装・通常禮装及軍装の四種に、候補生・生徒のものは通常禮装及軍装の二種に、下士官・兵のものは禮装及軍装の二種に分れる。正装は四大節に遼拜式を行ふ場合又は參内或は賢所參拜をなす場合、天皇臨御の觀艦式・觀兵式に參列・陪觀する

時等最も嚴肅なる儀式に著用する。禮裝・通常禮裝は順次正裝の場合に次いで嚴肅なる儀式に著用する。艦船に於て普通祭日の遙拜式或は分隊點檢等には准士官以上は通常禮裝、下士官・兵は軍裝を著用する。一般に軍裝は右の正裝・禮裝等を爲す場合を除き普通勤務の際用ふるもので第一種・第二種に分れる。第一種軍裝とは所謂冬服（黒服）で第二種軍裝とは夏服（白服）である。陸戰隊等特別の場所に限つて用ふるものに第三種軍裝といふのがある。

一、各科の識別

准士官以上の制服には色別けに依る各科の識別線がある。識別線は軍裝に於ける帽及襟章並に通常禮裝以上の袖章に附する。其の色別けは左表の通である。

士官	兵科	機関科	軍醫科	主計科	造機船科	造兵科	水路科
特務士官	兵科	航空科	機關科	整備科	看護科	主計科	造機船科
准士官	（識別線なし）	青	紫	綠	赤	白	藍
識別線の 色	（識別線 なし）						

二、各階級區別章

各種制服の階級區別法は頗る繁雑であるから、茲には諸君が眼にする機會の最も多く、從て是非知る所置かねばならぬ軍裝の事を主として説明する。

(一) 准士官以上

准士官以上の軍裝の識別は第一種軍裝（冬服）は襟章及袖章、第二種軍裝（夏服）は肩章に依る。各階級の袖章及襟章は次頁以下に示す通である。

正装・禮装及通常禮装の區別は正帽、正肩章、正袴、正劍帶にあるが、袖章は金筋である外は軍装のものと同じである。

第二種軍裝即ち白服の肩章は黒服の襟章に比較し大きさと形狀は稍異なるが、其の識別法は同様である。

豫備員たる豫備士官、豫備特務士官、豫備准士官にありては軍帽前章、軍衣襟章、夏服肩章の桜花の代に圖に示す如き豫備員徽章を附し袖章の直線の部が山形になつて居る。

(二) 下士官・兵

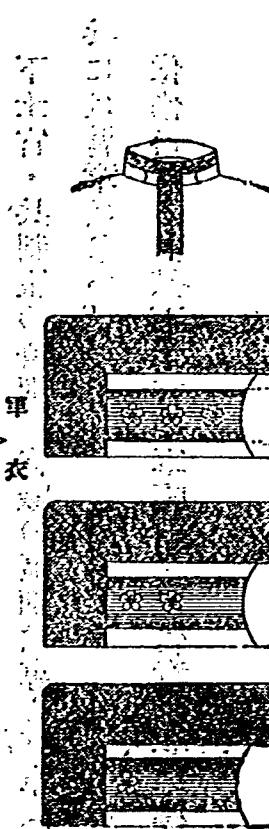
下士官・兵制服の科別及官職の區別は専ら臂章（右腕に附す）に依る。其の制式は次圖に示す。四等兵には臂章はない。

豫備員たる豫備下士官の軍帽前章及臂章は其の桜花の代りに豫備員徽章を附す。

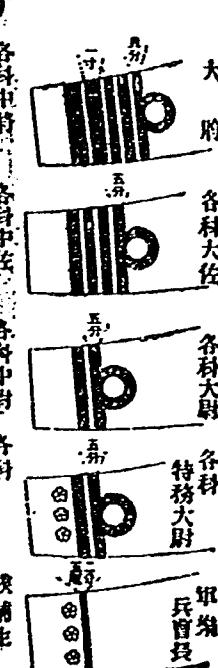
(標 章)

軍 衣

大 將 各科 中 將 各科 少 將



二二〇



(章)

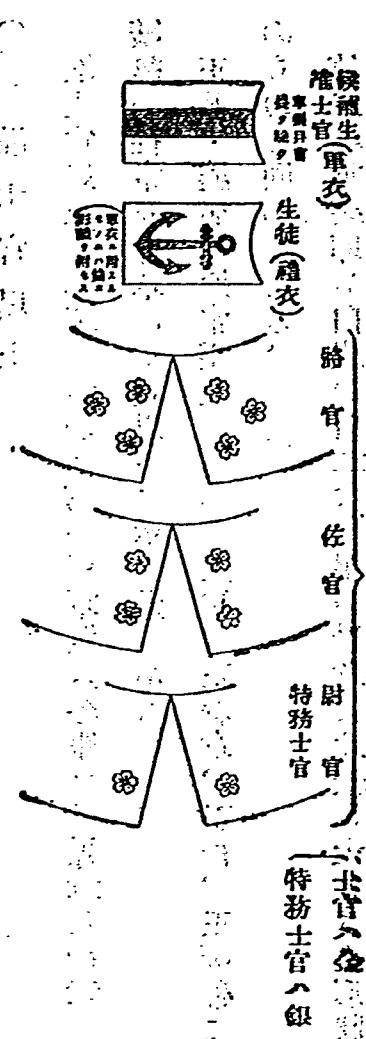
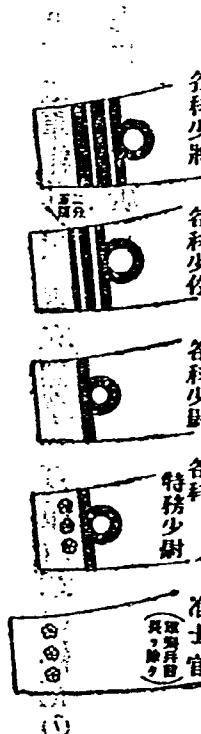
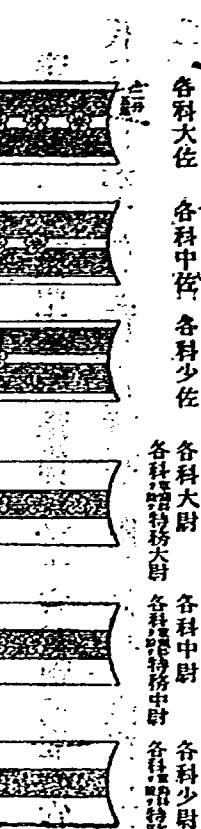
各科 中 將 各科 中 佐

各科 少 将 各科 少 佐

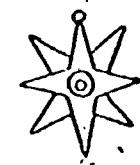
各科 少 尉 各科 少 尉

特務 少 尉 特務 少 尉

准士官



章徽員備圖



勳 品 備 設

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

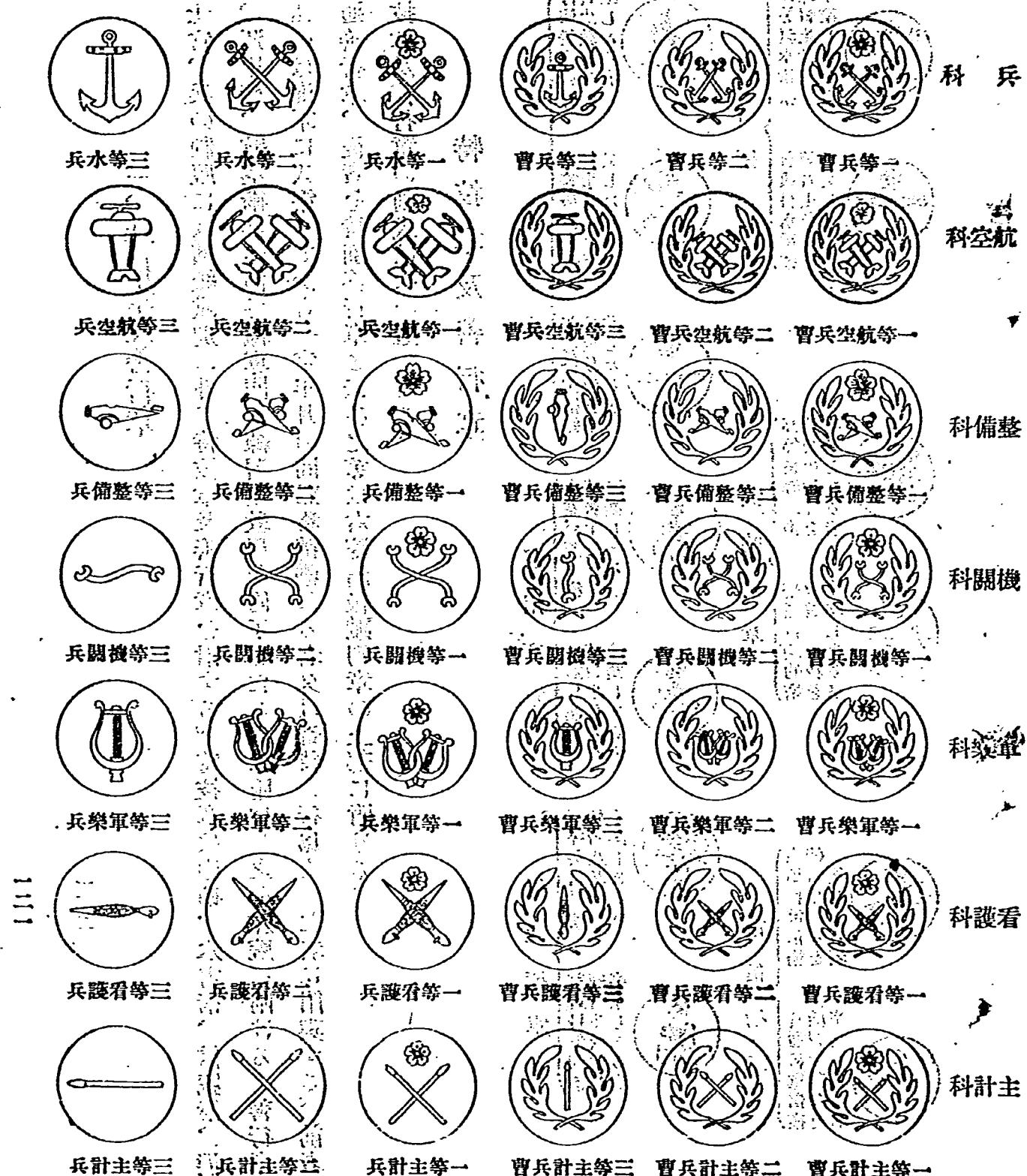
佐 中 佐

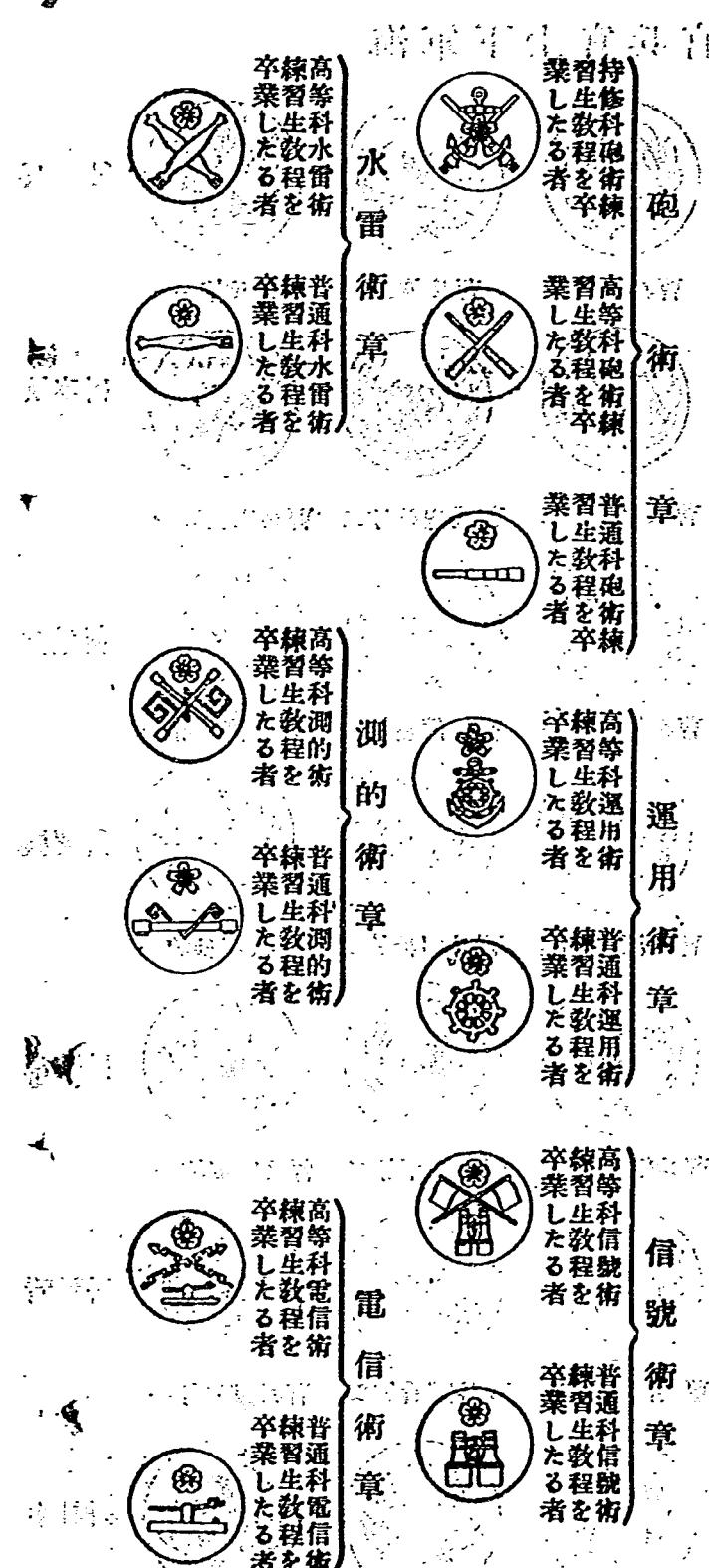
佐 中 佐

佐 中 佐

佐 中 佐

軍下士官官兵職別區章





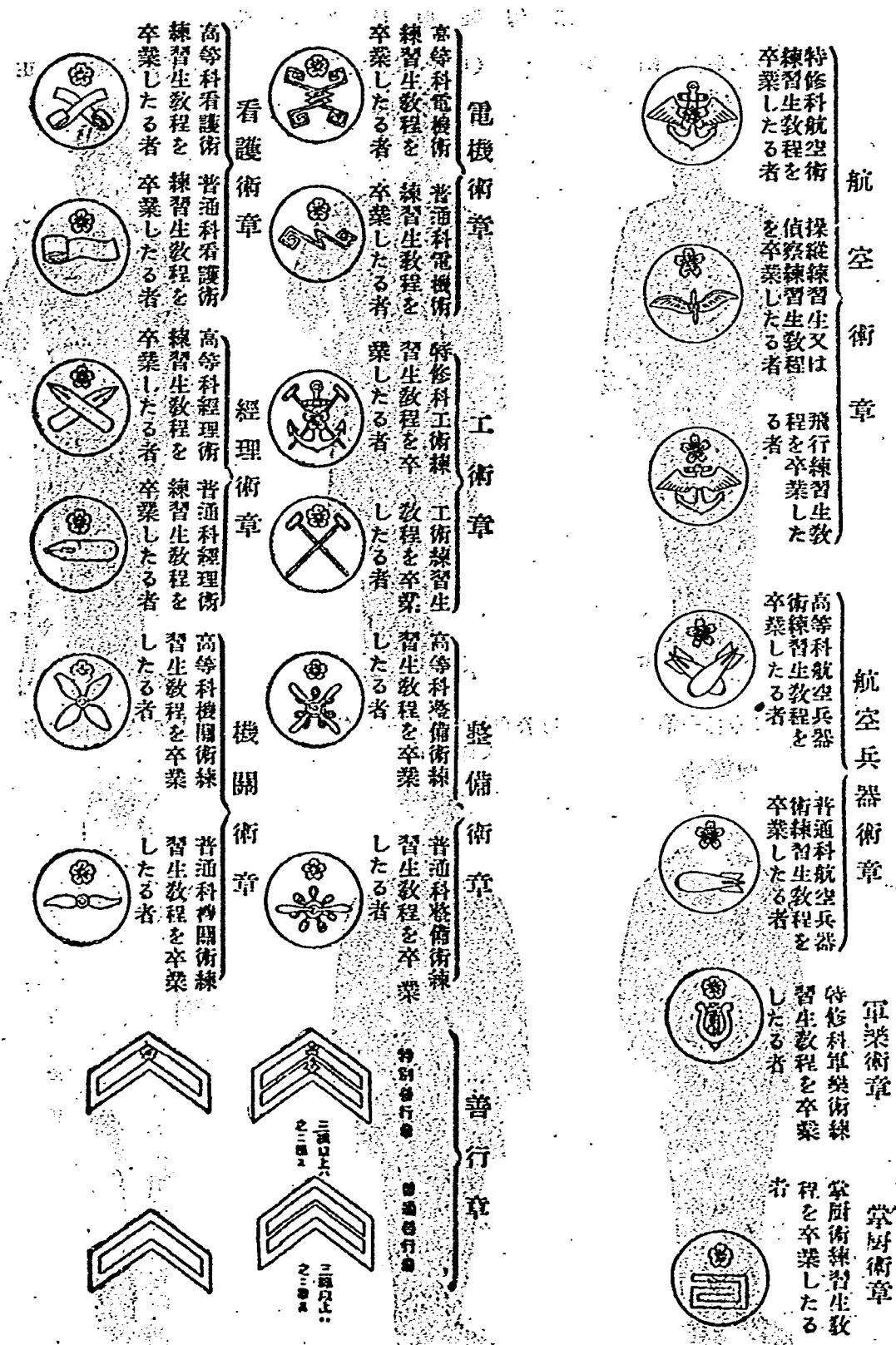
下士官、兵の制服には階級識別の外に特技章及善行章を附する。特技章は砲術、水雷術、信號術、機關術、運用術、航空術其の他各種専門の練習生教程を修了したる者に附與し之を左腕に附ける。善行章と云ふのは海軍に入籍してから一定年月の間勤務精勵なる者又は奇特の行為あつた者に附與する。前者を普通善行章、後者を特別善行章と云ひ之等は右腕階級識別章の上部に附ける。

特技章及善行章

三、特技章及善行章

0461

0462



示例裝服種各軍海

(尉少務特)裝軍種一第



(尉少)裝禮常通



(佐大)裝 正



(兵)裝軍種一第

用著表外に裝軍種一第
(官士下)

(官士准)裝軍種二第



0463

第十一章 儀 禮

一、旗 章

一、海軍で使用する旗は之を二大別することが出来る、一つは既に述べた信號用の旗である。他の一つは海軍旗章令と云ふ勅令に定められて居る海軍の旗章である。次に後者に關して説明する。

旗章の種類は大要、圖に示す様なものである、是等の旗章は次の様な場合に掲揚する事になつて居る。

(一)天皇旗は天皇艦船乗御の際其の檣頭に掲揚するのである。太皇太后旗、皇太后旗、皇后旗、攝政

旗は之に準する。其の他の皇族旗は公式に艦船に御乗船の場合に其の檣頭に掲揚するのである。

(二)大將旗、中將旗、少將旗を總稱して將旗と云つて居る。將旗は司令長官、又は司令官たる將官が乗る軍艦の檣に掲揚する、この將旗を掲揚して居る軍艦即ち司令長官か司令官かの乗艦を旗艦と云つて居ることは既に述べた所である。陸上の司令長官又は司令官は其の官衛の旗竿に掲揚することになつて居る。代將旗は司令官たる海軍大佐の旗章であつて將旗に準じ檣又は旗竿に掲揚する。

長旗は艦船を指揮する將校の旗章である。
軍港や要港或は艦船を見學に行くと旗竿や檣頭に各種の旗の翻つて居るのを見るが、是等は右の諸旗章である。

(三)軍艦旗は我が日本帝國海軍の艦船たることを表はす旗章であり、且つ我が國主權の存在を確定する

ものである。軍艦旗は艦船碇泊中午前八時に後部の旗竿に掲揚し日没時に之を降下する、航海中は晝夜の別なく常に掲揚して居るのである。戦闘に當りては後部の旗竿は大砲の射撃の邪魔になるから之を倒すので後橋の中央附近にある斜桁と橋頭とに掲揚する、橋頭にある軍艦旗を戦闘旗と云つて居る。

短艇は艦船の分身である。所屬艦船を離るればその所屬艦船を代表するのである。外國に於て軍艦の有する特權は同様に短艇も亦有するのであるから、次の様な場合には短艇にも軍艦旗を掲揚することになつて居る。

イ、四大節、觀艦式

ロ、外國の艦船と交通をなす時

ハ、外國の港湾等にある場合

浦 艦首旗は國旗を用ひ軍艦碇泊中艦首の旗竿に掲ぐるのである。

二、滿 艦 飾

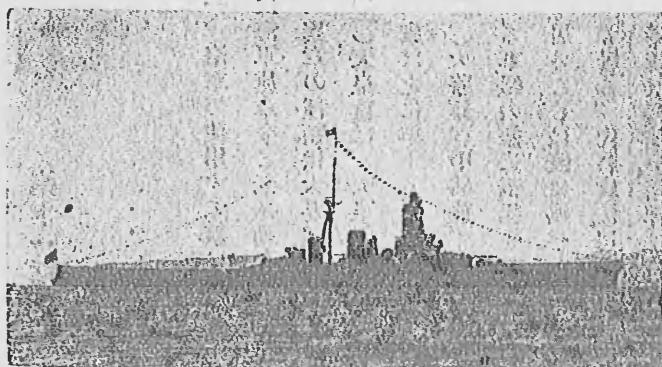
艦船特有の儀制に満艦飾と云ふのがある、之は圖に示す様に各

橋の頂に亘り艦首より艦尾に旗を連掲するのである。

之を行ふのは次の場合である。

イ、紀元節、天長節、明治節

ロ、天皇、皇族に對し皇禮砲を行ふ時



日本

天皇旗	大皇太后 室太后 皇后旗	攝政旗	皇太子旗
皇太子妃 室太孫妃 旗	親王親王妃内親王 王王妃女王旗	海軍大臣旗	大將旗
中將旗	少將旗	代將旗	長旗
司令旗	先任旗	艦首旗	軍艦旗

ハ、其の他特に命ぜられたる時

潜水艦は満艦飾を行はないで艦飾と云ふのを行ふ。艦飾とは各橋に軍艦旗を掲げるのみである。

帝國の艦船と同所に碇泊して居る外國の軍艦は帝國の祝祭日等に満艦飾を行ふ時はその外國の軍艦も満艦飾を行ふ例になつて居る。従つて外國の祝祭日等にも帝國の軍艦がその國の軍艦と同所に碇泊する時は之を行ふのが例である、かくの如くにして御互に敬意を表するのである。

二、禮式

一、軍艦の敬禮

軍艦旗に對する敬禮は云ふに及ばず、軍艦と軍艦等との間に於ても極めて厳格且丁重なる禮儀を交換するのである。之は航海碇泊を問はず、又内外何れの海面に於ても然りである。而して軍艦の敬禮は陸上部隊と大分異つた方法がある。其の重なるものは次の様である。

(一) 旗章の項に於て説明した如く軍艦旗は帝國海軍の艦船たることを表はす旗章であり且我が國主權の存在を確定するものであるから、之が取扱には乗員一同精神を捧げるのである。碇泊中毎日午前八時に掲揚し、日没時に之を降下することは既に述べた通であつて、之は艦内に於ける最も重要な禮式の一つである。定時五分前になると艦長は後甲板に、當直將校は艦橋に上り衛兵隊は軍樂隊又は信號兵（喇叭手）と共に後甲板に集合し艦尾の旗竿に向つて整列する。傳令は艦内隈なく之を傳へる。時刻が来るごとに當直將校は艦橋にあつて軍艦旗の掲揚（降下）を令し、衛兵隊は之に面して捧銃し喇叭

(軍樂隊あれば軍樂隊)は君ヶ代を吹奏して掲揚又は降下する。この間乗員は全部姿勢を正して軍艦旗に面して敬禮をするのである。その光景は誠に肅然たるものである。

(二) 船舶、燈臺等は軍艦に對して其の旗竿に掲げて居る國旗を降下して敬禮することになつて居るが之に對し軍艦は其の軍艦旗を半ば降下して答禮を行ふのである。外國の商船も其の國旗を降下して軍艦に敬意を表する例になつて居る。この場合の答禮も右と同様である。

(三) 軍艦が天皇乘御の艦船に遇ひたる場合には艦長以下幹部は艦橋に集合し其の他の乗員は舷側に整列し衛兵隊は捧銃して喇叭君ヶ代を吹き敬意を表するのである。

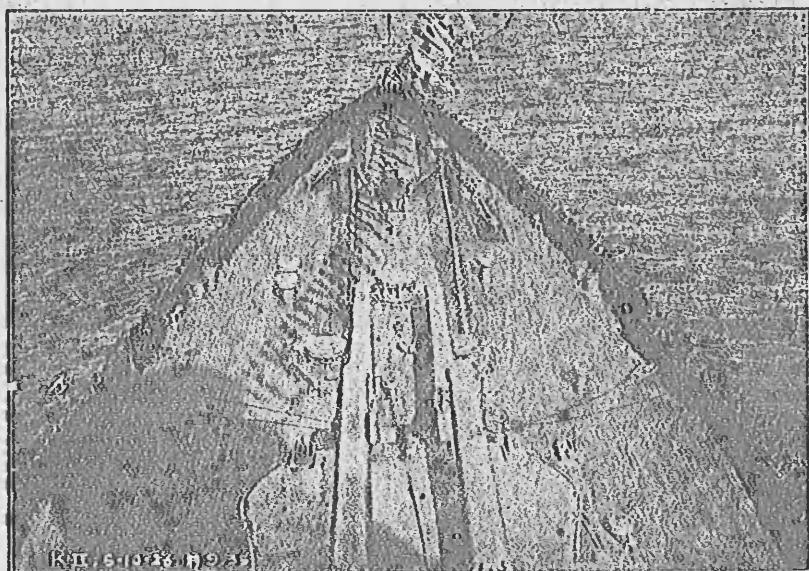
(四) 軍艦と軍艦と相會した時の敬禮は互に喇叭「氣を付け」一回を吹奏し上甲板にあるものは姿勢を正して御互に敬意を表する。軍艦が將旗又は代將旗を掲げたる軍艦又は短艇に遭ふ時は右の外衛兵隊一回捧銃し喇叭「海行かば」一回を吹奏することになつて居る。

(五) 右の外艦船には登舷禮式と云ふ敬禮方法がある。之は次圖に示す様に總員上甲板の舷側に整列して敬意を表するのであつて、次の場合に行ふものである。

(イ) 天皇に對する敬禮を行ふ時

(ロ) 戰事又は事變の時或は遠洋航海等の爲出入港する艦船を見送(迎へ)る時

(六) 其の外軍艦の敬禮中に次の様な風變りの敬禮がある。即ち號笛を吹いて敬意を表することである。號笛とは細長い海軍特有の小笛であつて、副長以上或は大公使等の乗退艦の際に舷門で行ふのである。



軍艦の登舷式

二、短艇の敬禮

短艇の敬禮も海軍特有の敬禮方法である。

その方法には櫂（オール）を立てる方法、帆走中ならば總帆を下す方法、汽走中ならば運轉を停止する方法等がある。

三、觀兵式

鎮守府、艦隊等に於ては毎年一回位施行するが其の方法は陸軍と大差がない。

四、觀艦式

之も海軍特有の儀式である。

國家の大典に際し又は大演習等の場合に行はるものである。參列の艦船は威儀を正し満艦飾をなし、各艦列を克く整へて 天皇陛下の御親閲を仰ぐのである。此の盛儀はいとも莊嚴なもので、夜間は電燈艦飾を行ふを例として居る。

五、遙拜式

0496



昭和五年神戸沖で開式式召名の船入場式

我が國祝祭日に對する海軍軍人の觀念は極めて真摯であり、敬虔の念に充ちて居る。當日は定刻乗員一同上甲板に整列して威儀を正し宮城に向つて敬禮を行ふのである。

三、禮砲

一、皇禮砲

皇禮砲は陛下の行幸啓の光榮に沿した時等に行ふ壯嚴にして雄大なる敬禮であつて、其の數は廿一發である。皇禮砲は天皇陛下其の他皇族に對して行ふ例外の場合にも施行するのである。

イ、外國の元首若は皇族又は其の旗章に對して行ふ。

ロ、紀元節、天長節、明治節、其の他特に令ありたる時等に正午に行ふ。

二、帝國文武官に對する禮砲

各其の職權に對して發するもので、その數は官等により差異がある。十九發乃至五發である。禮砲を受くる人は、海軍大臣、軍令部總長、元帥、指揮權を有する海軍將官、任地にある大公使、代理代公使、總領事、領事、朝鮮及臺灣總督等である。

文官に對する禮砲は其の駐劄國內又は管轄區域内に於て軍艦に公式訪問又は乘艦した時に限られて居る。

三、其の他の禮砲

(一) 帝國の軍艦が外國の港湾に入港する時は普通その國の國旗に對し敬意を表して禮砲を行ふを例と
して居る。其の數は廿一發である。

(二) 外國の軍艦と同地に碇泊する時は、我が國の禮砲を發する祝祭日等には外國の軍艦も禮砲を發し
又外國の祝祭日等に外國の軍艦が禮砲を發する時は帝國の軍艦も禮砲を發し御互に敬意を表する例に
なつて居る。

(三) 外國軍艦を出會したる場合、その何れかに將旗があると其の將旗に對し禮砲を發し敬意を表する
ことになつて居る。

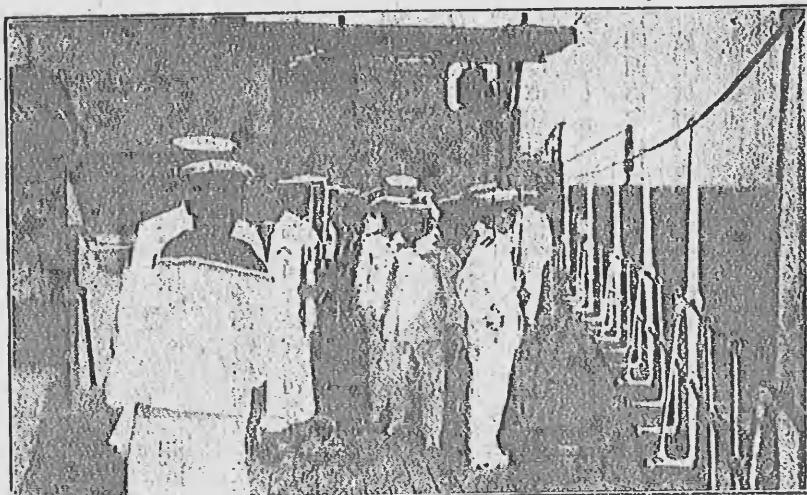
四、答禮

外國の軍艦の我が國旗及司令長官、司令官に對する禮砲に對しては、禮砲と同數の答砲を行ふことに
規定してある。

第十二章 點檢、查閱、檢閱

一、點 檢

乗員の士氣並に艦の威容、内容の整備等を檢する爲に各種の點檢が行はれる。之は月曜日午前、其の
他適時艦長が實施するのである。



檢 分 隊 點

一、分 隊 點 檢

各分隊毎に上甲板に整列して艦長の點検を受けるのであつて其の目的とする所は各員の姿勢態度の始何、元氣の充否、職責に對する自覺の程度、常識の可否、服裝の整否等を點検詰問し又は匡正するにある。

二、艦 内 點 檢

艦長自ら艦内隈なく巡視して、甲板、諸室、食卓等の清潔、整頓等の状態を検するのである。

三、右の外大砲、魚雷等の各種兵器、並に機關等の點検より彈火藥庫、各倉庫、短艇、釣床、甲板、掃除具等の點検に至る迄各部の整頓の状況を點検し其の整備を計るのである。

陸上に於ても之に準して諸點検を行ふ。

二、查 閱

艦長は各科の教育訓練の練度を時々検査し之に適當なる講評並に訓示を與へて教育の進歩發達を促す、之

を教育査閲と云つて居る。

艦隊司令長官、戦隊司令官も年に二回位査閲を行ふことになつて居る。陸上に於ても右に準して査閲を行ふのである。

三、検閲

點検、査閲等を行つて各部の整備並に教育訓練の状況を検し又其の進歩を計つて居るのであるが、更に艦隊鎮守府(要港部)司令長官(司令官)が恒例の検閲を行つて部下各部の状況を検閲するのである。尙特命檢閲がある。特命檢閲使は、大命を奉じて、艦隊、鎮守府、要港部等を検閲し終了せば其の實績を復奏するのである。

第十三章 海

海は地球上概ね陸地の三倍で、交通上の便益は陸地よりは海の方が大であつて、大陸の内部地方は別なるも、其の沿岸地方や、小陸に於ては海の交通の便益と海産物の收得を得ないものは皆無である。殊に四面海を以て圍まれる我國の如きは、海の善用を以て始めて永遠なる存在發展が期せられるのである。茲では海の産業は之を略し主として海と航海に就て述べる。

海の交通には船が必要であり、又航海法を知らなければならぬ。而して海は深淺あり、潮流あり、波濤あり、此の外に氣象(天候)の影響が多く、爲に平水が荒海に變する等其の表面、内容も常に靜かな